

保育所等利用調整点数表

R4.4.1～

区分	基本点数(保護者の状況)	父	母	
①就労	日数	月20日以上	8	8
		月16日以上20日未満	6	6
		月12日以上16日未満	4	4
		月11日以下	2	2
	時間	1日8時間超過	7	7
		1日7時間以上8時間以下	6	6
		1日6時間以上7時間未満	5	5
		1日5時間以上6時間未満	4	4
		1日5時間未満	3	3
②出産	出産予定月と出産予定月の前後2か月の計5か月以内	-	15	
③傷病・障害	1か月以上の入院	15	15	
	居宅内常時病臥、精神性、感染性疾患等で日常生活に支障がある	15	15	
	上記以外	10	10	
	身障手帳1・2級、精神保健福祉手帳1・2級又は療育手帳A・A	15	15	
	身障手帳3級、精神保健福祉手帳3級又は療育手帳B	13	13	
	身障手帳4級又は療育手帳C	10	10	
④介護・看護	常時介護・看護又は週5日以上 の通院・入院の付き添い	15	15	
	週4日以上 の通院・入院の付き添い	13	13	
	上記以外	10	10	
⑤災害	震災・風水害・火災等の復旧	15	15	
⑥求職中	求職活動中(ハローワークカード等の 証明書あり)	5	5	
	求職活動中(証明書なし)	2	2	
⑦就学	就学・技能取得のため、保育の必要性が認められる状況	①就労に準じる		

区分	調整点数(調整内容)	父	母
就労	3か月分の勤務実績がない	-1	-1
	勤務の内定(*1)がある	-3	-3
	保育士として勤務している(*2)	3	3
	1歳児以上クラスで入所時に育休から復帰する(*3)	1	
就学	就学予定がある	-3	
家庭の状況	両親のいない世帯	33	
	ひとり親世帯	17	
	ひとり親世帯(65歳未満の同居祖父母がいる。)(*4)	16	
	入所希望月において、既にきょうだいが認可保育施設に在籍している(1号認定含む。転所(転園)を除く。)	同一施設 3	
	きょうだいが在籍する認可保育施設に転所(転園)を希望する(1号認定含む。)	同一施設以外 1	
	きょうだい同時の申込み(転所(転園)を除く。)	3	
	第3子以降(*5)(*6)	1	
	生活保護受給世帯	1	
	認可外施設等に託児している(*7)	1	
	小規模保育施設等を利用している2歳児が、卒業後の入所施設として申込みをする(*8)	5	
	他市の保育施設での継続保育が不可の決定を受けている(他市の規定による。)(*9)	5	
	単身赴任者がいる世帯(就労証明書等で確認できる場合に限る。)	1	
	65歳未満の同居祖父母がおり、保育を必要とする理由の証明書がない(*10)	1人につき-1	
その他	保育料滞納3か月以上	-4	
	保育料滞納6か月以上	-8	
	利用調整結果を辞退したことがある世帯(今年度又は前年度)	-2	
	保留を希望している(入所申込みに関する申出書の提出がある)	-30	

点数の算定についての補足

- 基本点数は、父母それぞれ①～⑦の中で最も当てはまる点数を合算します(①就労については、日数と時間を合算します。)
- 就労時間は休憩を含む時間で算定します。
- 1週当たりの就労日数のみ記載されている場合は、4を乗じた日数を1月当たりの勤務日数とします。
- 1週当たりの就労日数が複数にわたって記載されている場合は下限で算定します(例:1週当たり3～4日の場合は1周当たり3日で判断します。)
- 月64時間に満たない就労の場合は、⑥求職中(求職活動している)の項目を使用します。
- 出産理由での申込みの場合、出産予定月から2か月過ぎた時点で⑥求職中(証明書なし)の項目を使用します。
- 看護・介護理由の場合、提出された診断書等で判断します。
- 就学等は授業の時間を基に、基本点数のみ就労に準じます。

(*1) 保育所入所後に勤務が増える場合は内定扱いとします。

(*2) 保育施設(市外施設・認可外施設を含む。)で保育士として就労していて、保育士証を所有している方

(*3) 受給中の育児休業給付金の証明書(通知書の写し等)がある場合は、育児休業の対象児童のみ加点します(例:きょうだい同時申込みで、下の子の育児休業給付金受給中の場合は、下の子は加点対象ですが、上の子は加点対象外です。)

(*4) 令和4年4月1日時点で、満年齢が64歳以下の方(昭和32年4月2日以後生まれの方)が対象です(別世帯でも同一建物内に居住している場合は同居とみなします。)

(*5) 小学校就学前の子どものうち3番目以降の子どもの場合のみ加点します。

(*6) きょうだい同時申込の場合は、第3子以降を含んでいても加点はしません。

(*7) 月64時間以上かつ3か月以上有料で無償化対象施設または事業(認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業)又は企業主導型保育施設に預けており、認可外保育施設等利用証明書がある場合(記載された直近3か月の利用実績が全て64時間以上である場合に限る。)(育休中の方は対象外です。)

(*8) 小規模保育施設等の連携施設として、認可保育所を設定している場合は対象外です。

(*9) 年齢制限による継続不可は対象外です。

(*10) 65歳未満の同居祖父母の保育を必要とする事由は求職活動を除きます。

同点の場合の優先順位
申込児童が虐待等を受けている旨の児童相談所からの児童福祉法に基づく通告がある場合
両親がいない家庭の場合
ひとり親家庭の場合
地域型保育の卒業児童の場合
きょうだいが在籍中の場合
入所希望施設の希望順位が高い場合
保育料の滞納がない場合
基本点数が高い場合
基本点数の少ない方の保護者の保育を必要とする理由の優先順位が高い場合 (優先順位:災害>就労>出産>傷病>障がい>介護・看護>就学>求職)
市民税所得割額が低い場合